

公立大学法人青森県立保健大学の第二期中期目標期間終了時における業務・組織全般の検討について【概要】(案)

1 業務の継続の必要性

青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦
～支え合い、共に生きる～

【課題】

- ◆ 2025年超高齢化時代への対応
- ◆ 県民の平均寿命の延伸など

【取組】

- ◆ 「青森県型地域共生社会」の実現
- ◆ 県民の健康づくりなどを推進するため、地域や各分野の様々な主体とも連携して、取組を展開

保健大学の役割

県民の健康と生活の向上への寄与

- が求められており、保健・医療・福祉分野において、
- ◆ 中核的役割を果たす人材の育成
- ◆ 教育研究拠点としての人的資源・教育研究成果の還元
- ◆ 産学官民の連携による地域貢献などの役割を担う

大学が担う役割から、県の取組を進めていくうえで、業務継続の必要性は高い

2 組織の在り方

県は、自律的かつ弾力的な運営などを図るため、平成20年4月に保健大学を法人化

保健大学の組織運営

- ◆ 理事長が学長を兼ね、経営及び教育研究の両面を統括
- ◆ 地域貢献と研究の推進に取り組むため、「地域連携・国際センター」と「研究推進・知的財産センター」を設置・運営
- ◆ 人事評価制度導入や、管理運営業務の効率化により、教育研究の活性化や適切な事務組織の確保を推進

公立大学法人化のメリットを活かした運営を継続しており、法人化の効果は高い

3 その他業務及び組織の全般 (第二期中期目標期間終了時見込業務実績評価の結果により検討)

青森県地方独立行政法人評価委員会

【第二期中期目標期間見込業務実績評価】

- ◆ 総評
中期計画については、総じてほぼ計画どおりに実施できる見込みであると判断され、「中期目標を達成している」と評価できる
- ◆ 業務の実施状況
全体として中期計画に定めた事項は着実に実施されている
- ◆ 組織、業務運営等に係る改善事項等
特に改善勧告を要する事項はない

業務及び組織の全般については、適切かつ妥当な運営が図られていると判断

【第二期中期目標期間終了時見込業務実績評価(項目別)】

【第二期中期目標期間終了時見込業務実績評価(項目別)】	【評価】
(1) 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画(教育)	達成
(2) 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画(研究)	達成
(3) 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画(地域貢献)	おおむね達成
(4) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための計画	達成
(5) 財務内容の改善に関する目標を達成するための計画	達成
(6) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための計画	達成
(7) その他業務運営に関する重要目標を達成するための計画	達成

※5段階評価(特筆すべき、達成、おおむね達成、やや不十分、著しく不十分)

- ◆ 大学業務の継続が必要であり、運営組織としては保健大学の存続が適当である
- ◆ 保健大学の業務運営は、全般的に適切かつ妥当なものと判断されるため、地方独立行政法人法第79条の2第1項に規定する「所要の措置」を講ずる必要性は認められない
- ◆ 第二期中期目標を十分に達成していない一部の項目については、第三期中期目標期間において取組の一層の推進が期待される